

島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘支援補助金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金交付要綱に基づく、島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘支援補助金（以下「本補助金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本補助金は、島根県の伝統工芸品製造事業者等の展示会・見本市への出展及び専門家の招聘を支援することにより、認知度向上及び販路開拓等を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要領において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1 伝統的工芸品

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき指定を受けた伝統工芸品。

2 島根県ふるさと伝統工芸品

島根県ふるさと伝統工芸品振興要綱に基づき指定を受けた伝統工芸品。

3 島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品。

以下の各号に掲げる要件に該当し、将来的に島根県ふるさと伝統工芸品の指定を受けることを目指す工芸品。

- (1) 県内に工房が所在し、工房が所在する市町村でおおむね10年以上製造されているものであること
- (2) 主として日常生活の用に供されるものであること
- (3) その製造過程の主要な部分が手作業によるものであること
- (4) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること
- (5) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること

(交付の対象)

第4条 補助金の交付対象となる補助対象事業者（以下「補助事業者」とする）は、次の各号に掲げる事業者とする。

(1) 伝統的工芸品を製造する事業協同組合

(2) 島根県ふるさと伝統工芸品を製造する者

(3) 島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品を製造する者

2 補助事業者が、次の各号に掲げる団体等に該当する場合は、この要領に基づく補

助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（島根県暴力団排除条例（平成23年島根県条例第49号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

(2) 法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるもの

3 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助率等は、別表による。

4 補助金の額において、各経費に補助率を乗じて1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を島根県ふるさと伝統工芸品連絡協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金交付申請額の算定に当たり、消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外するものとする。

（交付の決定）

第6条 会長は、第5条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金交付の可否を決定し、補助事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 補助事業者は、申請の取り下げをしようとするときは、補助金交付申請取り下げ書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（決定内容の変更）

第8条 補助事業者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、会長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更するとき

(2) 補助対象事業を中止または廃止するとき

(3) 補助対象事業の主要な部分を変更するとき

(4) その他会長が必要と認めるとき

2 補助事業者は、当該補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の申請)

第9条 補助事業者は、前条の変更の承認を受けようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第10条 会長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書(様式第5号)による報告を求め、又は調査を行うものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第10条の規定により当該対象補助事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 会長は、前条の報告を受けた場合には、書類の審査等を実施し、確定した補助金額を補助事業者に補助金額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 補助金は前条に基づく補助金の額の確定後に支払うものとする。

(補助金の返還)

第14条 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還通知書(様式第8号)により期限を定めてその返還を命じる。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(達成状況の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業実施完了日から起算して半年後、当該事業の達成状況について達成状況報告書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。